

第1編 総則

第1章 計画の目的・性格等

第2章 大牟田市の特性

第3章 災害の想定

第4章 防災関係機関等の役割・業務

第5章 計画の運用及び周知

<第1編 総則>

第1章 計画の目的・性格等.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 性格.....	1
第3節 構成.....	2
第4節 用語.....	4
第2章 大牟田市の特性.....	5
第1節 自然環境.....	5
第1項 地勢.....	5
第2項 自然条件.....	5
第2節 社会環境.....	7
第1項 社会環境.....	7
第3節 本市の災害の特色.....	8
第1項 既往災害事例.....	8
第3章 災害の想定.....	13
第1節 風水害等.....	13
第2節 地震・津波災害.....	15
第3節 大規模事故災害等.....	20
第4章 防災関係機関等の役割・業務.....	22
第1節 役割及び業務.....	22
第1項 大牟田市.....	22
第2項 福岡県.....	23
第3項 消防機関.....	25
第4項 自衛隊.....	25
第5項 指定地方行政機関.....	26
第6項 指定公共機関及び指定地方公共機関.....	29
第2節 市民・事業所等の役割.....	33
第1項 市民.....	33
第2項 事業所等.....	33
第5章 計画の運用及び周知.....	34
第1節 計画の運用.....	34
第1項 平常時の運用.....	34
第2項 災害時の運用.....	34
第2節 計画の周知.....	34

第1章 計画の目的・性格等

第1節 目的

大牟田市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大牟田市防災会議が作成する計画である。

本計画は、大牟田市のみならず、福岡県、防災関係機関がその有する全機能を有機的に発揮し、市域における各種災害の予防、応急及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災・減災に努めることにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2節 性格

本計画は、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

また、本計画は、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、大牟田市総合計画の基本理念や施策を踏まえ、地域の特性や災害環境に合わせた独自の計画である。

なお、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときは大牟田市防災会議において修正しなければならない。

第3節 構成

1. 計画の構成

<第1編 総則>

計画の目的・性格等、大牟田市の特性、災害の想定、防災関係機関等の役割・業務、計画の運用及び周知について記載する。

<第2編 災害予防計画>

風水害、地震等の災害の発生又は拡大を未然に防止する観点から、防災基盤の強化、市民等の防災力の向上、効果的な応急活動のための事前対策について記載する。

<第3編 風水害応急対策計画>

風水害が発生した後又は災害の可能性が高まった時の、応急活動体制の確立、情報収集・伝達、避難対策、水防活動、交通・緊急輸送対策、消防・救急・救助・救援活動、生活関連対策、ライフライン施設対策について記載する。

<第4編 地震・津波応急対策計画>

地震が発生した後の、応急活動体制の確立、情報収集・伝達、避難対策、地震水防活動、交通・緊急輸送対策、消防・救急・救助・救援活動、生活関連対策、ライフライン施設対策について記載する。

<第5編 大規模事故災害等応急対策計画>

大規模事故災害、危険物等災害、海上災害、林野火災、放射線災害、原子力災害が発生した場合の対策について記載する。

<第6編 災害復旧・復興計画>

災害後の混乱が収まり、災害復旧・復興の時期へとステージが変わった段階において、災害復旧事業の推進、生活再建等の支援、地域経済復興への支援、復興計画の推進について記載する。

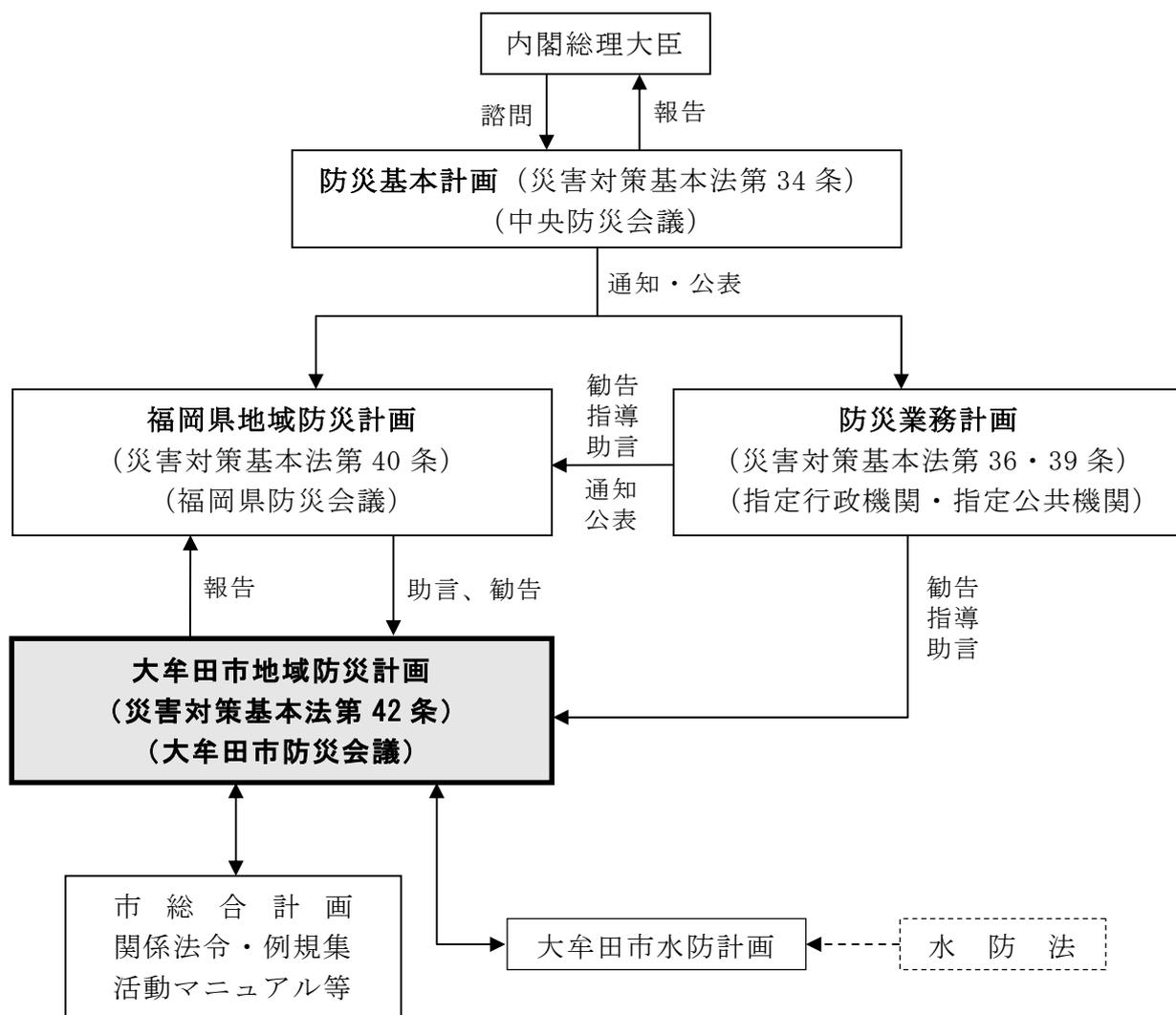
<資料編>

本編の関連資料、条例、基準、応援協定、各種様式等について記載する。

2. 他計画との関係

本計画は、防災業務計画、県防災計画に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づく「大牟田市水防計画」と十分な調整を図るものとする。



※ 防災業務計画：指定行政機関¹⁾と指定公共機関²⁾が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画。

1) 内閣府、国家公安委員会、警察庁、消防庁、総務省、国土交通省等の24機関

2) (独)防災科学技術研究所、西日本旅客鉄道(JR西日本)、九州電力等の53機関

第4節 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意味はそれぞれ次のとおりとする。

- 市 : 大牟田市
県 : 福岡県
市 防 災 計 画 : 災害対策基本法第 42 条に基づき、大牟田市防災会議が作成する大牟田市地域防災計画
県 防 災 計 画 : 災害対策基本法第 40 条に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画
市 災 対 本 部 : 災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、市が設置する大牟田市災害対策本部
県 災 対 本 部 : 災害対策基本法第 23 条に基づき、県が設置する福岡県災害対策本部
本 部 長 : 大牟田市災害対策本部長（市長）
消 防 本 部 : 大牟田市消防本部
消 防 署 : 大牟田市消防署
消 防 団 : 大牟田市消防団
災 害 : 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他及ぼす被害程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第 2 条）

第2章 大牟田市の特性

第1節 自然環境

第1項 地 勢

本市は、熊本県と隣接する福岡県の南端に位置し、東西 14.1km、南北 10.9km、総面積 81.45km²である。

北はみやま市に、南は熊本県荒尾市に、東を熊本県南関町に隣接する。

- ・東を緩やかな丘陵地と西を干拓地や埋立地に挟まれた低平地が中央に広がる。
- ・沿岸部は干満の差が大きい有明海の潮の影響を受けやすい。
- ・有明圏域定住自立圏の宣言中心市として重要な役割を担う。
- ・市街地は、住宅地及び工場群が混在し、産業による発展を遂げてきた。

第2項 自然条件

1. 水 系

本市域を流下する河川は、県が管理する二級河川 7 河川（隈川、白銀川、白銀放水路、堂面川、長溝川、大牟田川、諏訪川）と市が管理する準用河川 1 河川（手鎌野間川）、普通河川 32 河川があり、有明海に注いでいる。

また、本市が管理する農業用ため池は 125 ヲ所あり、農業水利の他に、動植物の貴重な生息・生育の場になっている。

2. 地 形

本市の地形を概観すると、東部の山地斜面である三池山を最高峰として有明海に向けて 400m以下の丘陵地から順に標高を下げて台地・段丘、低地の微高地の自然堤防や砂州、低地の一般面等の沖積平野、干拓地、埋立地等に分かれ、主に平野部が多くを占める地形である。

東を緩やかな三池丘陵と称される三池山（387.5m）、大間山（225.2m）、上徳山（258.1m）、鳥ヶ谷（273.5m）を峰とし、有明海へ向けて順次、稲荷山（180.7m）、三塚山（149.4m）、高取山（139.6m）、甘木山（91.34m）等の台地、市街地部の沖積平野と農業や工業用地として利用される干拓地、埋立地とに分類できる。

また、臨海部には干潟、海上には初島及び三池島の二つの人工島がある。

3. 地 質

本市の地質構成は、大きく第三紀層と第四紀層に分かれる。第三紀層の大牟田層群、万田層群等は南東部、銀水層は北西部と北東部に分布している。

市東部では、変成岩や深成岩を基盤に銀水層や大牟田・万田層群が分布し、その合間をぬって火砕流堆積物がみられる。

大牟田川、白銀川、諏訪川等の河川流域では、第四紀層の沖積層の礫・砂・粘土からなる堆積物により沖積平野を形成している。

地盤区分から比較的硬質な地盤条件である第一・二種地盤¹⁾は、山地から丘陵地にかけて広い地域が該当するのに対し、低地や造成地の盛土地で構成する比較的軟弱な第三・四種地盤²⁾は、干拓地や埋立地と中心市街地を含む白銀川等の沖積平野一帯、旧河道と住宅団地の盛土地等に分布する。

また、軟弱層の地盤は、工場群が立地する有明海沿岸地域の埋立地等にその分布は確認される。

- 1) 第一種地盤は、第三紀層以前の地層（岩盤、硬質の砂礫層）
第二種地盤は、洪積層（砂礫層、砂混じり硬質粘土層）
- 2) 第三種地盤は、沖積層（砂利、砂混じり粘土層、砂礫層）
第四種地盤は、沖積層（30m以上の腐触土、泥土）、埋立地

4. 気 象

本市の気象概況は、過去30年間（S58.1～H24.12）の気象観測結果によれば、南西日本の温暖なモンスーン気候帯に属し、年平均気温は16.3℃と温暖な地域である。月平均気温では、1～2月が5～7℃程度で最も低く、7～8月は27℃前後と最も高くなる。

降水量は、年間平均1,900mmと全国平均より若干多い傾向にある。月間降水量は、5～9月頃が多く、特に6～7月の梅雨期には月平均381mmの雨量となる。これらの時期には、本市でも台風や集中豪雨等により堤防決壊をはじめ、家屋や田畑への被害が多発してきた。

風速は、その年に発生した台風に影響されるが、年平均風速はおよそ1.8m/s程度である。

風向は、年間を通して北の風が最も多くなっている。

第2節 社会環境

第1項 社会環境

1. 人口

人口は、大正6年の市制施行時の67,810人が、昭和4年の三川町編入で102,530人(33%増)、昭和16年の銀水村・三池町・駛馬町・玉川村の編入で179,338人(42.5%増)となった。昭和20年の終戦の年には127,677人となったが、昭和35年の208,887人をピークとして、令和6年現在では、105,753人(令和6年4月1日・住民基本台帳)となり最盛期から以降は減少傾向を示している。

2. 交通

交通網は、明治24年国鉄(現在のJR九州)久留米～高瀬間の開通、大牟田駅を開設し、昭和13年九州鉄道(現在の西日本鉄道)大牟田線の開通によって、交通機能の整備が進み、平成23年には九州新幹線(博多～新八代間)が開通した。戦後は高度経済成長の影響により福岡市を中心とした経済圏の中で、都市化・近代化が進行し、昭和46年6月には九州の大動脈である九州自動車道の開通及び南関ICの設置、平成20年の有明海沿岸道路大牟田IC～高田ICの開通、さらに平成24年には三池港IC～大牟田ICが開通するなど、本市の交通網は大きな拡がりを見せている。

3. 産業

大牟田の産業の主体であった石炭産業は、室町時代の文明元年(1469年)に一農夫によって発見された石炭が始まりであり、江戸時代に柳河藩と三池藩で採掘されるようになって、明治6年(1873年)に官営となった。その後、明治22年(1889年)三井三池炭鉱となつてからは次第に近代的な石炭化学コンビナートが形成されていった。

戦後復興の一翼を担い高度成長とともに発展を遂げてきた本市も、エネルギー転換による石炭産業の衰退、そして平成9年の炭鉱閉山により大きな変革を遂げることとなった。

閉山してからは、廃棄物固形燃料(RDF)発電施設を中心とした環境リサイクル産業などの施設が立地する大牟田エコタウンや交通利便性を生かした大牟田テクノパーク(工業団地)、令和5年度に整備を完了した新大牟田駅産業団地における企業誘致などを行っている。

第3節 本市の災害の特色

第1項 既往災害事例

1. 風水害

本市において過去に発生した災害は、台風や集中豪雨による風水害あるいは土砂災害等である。

1) 台風による災害

台風シーズンには、台風の経路が九州及び福岡県の西部を通過するような経路を取るときに災害が発生している。これらの被害状況を見ると、人的被害は比較的少ないものの、高潮による海岸堤防の決壊や河川の氾濫による家屋への被害が最も多く、耕地への被害も発生している。

■台風による主な災害履歴

年月日	被害状況
明治38年7月18日	新地町の堤防決壊、浸水家屋約440戸、被災者2,420人
大正3年8月25日	満潮時（潮位11.76m）に新地町、諏訪町、三川町の堤防決壊 死者7人、流失家屋10戸、全壊家屋30戸 浸水家屋約2,000戸
昭和2年9月13日	満潮時の高潮（増高3m）で河川はん濫 死者1人、行方不明者3人、橋梁流失10カ所 床上浸水1,432戸、床下浸水4,421戸
昭和5年7月18日	死者（行方不明者）4人、負傷者5人 全壊家屋47戸、破損家屋4,337戸 床上浸水115戸、床下浸水320戸
昭和17年8月27日 台風16号（高潮）	小浜町の堤防決壊 死者（行方不明者）12人、重軽傷者21人 流失家屋46戸、全壊家屋120戸、半壊家屋191戸 床上浸水4,580戸、床下浸水2,477戸
昭和25年9月14日	満潮時に高潮が襲来 死者1人、床上浸水10戸、床下浸水137戸
昭和60年8月29日 ～9月1日 台風12,13号	最低気圧977.6hPa、瞬間最大風速43.6m/s 死者1人、重軽傷者6人
平成3年9月14日 台風17号	最低気圧972.7hPa、瞬間最大風速54.3m/s 軽傷者4人
平成3年9月27日 台風19号	最低気圧942.8hPa、瞬間最大風速52.6m/s 重軽傷者7人、半壊家屋11戸

2) 大雨による災害

土砂災害や河川の氾濫・浸水害等の災害と降雨の間には密接な関係にあり、大雨が降れば何らかの災害が発生している。

また、一様な強さでしかも断続的な雨よりも、集中的に降る大雨の場合の方が多く発生し、被害も大きくなるようである。

平成24年7月に発生した九州北部豪雨により、7月11日から14日にかけて九州北部を中心に豪雨となり、近隣自治体では多数の死者、家屋破損等の被害が発生した。

令和2年7月豪雨では、時間雨量100ミリ近い激しい雨が2時間以上降り続き、内水氾濫や中小河川の溢水等が発生し市域の4分の1が浸水するとともに、山間部を中心に多数の土砂災害が発生した。

■大雨による主な災害履歴

年月日	被害状況
明治22年7月5日 洪水	三池郡13カ村洪水 全流亡建物2戸、半流亡建物16戸 道路破損箇所458カ所、同破損延長2,554m 橋梁破損103カ所、堤防決壊83カ所、洪水耕地687ha
昭和10年7月2日 豪雨	1週間(6/26~7/2)に674mm 全壊家屋1戸、半壊家屋3戸 床上浸水281戸、床下浸水2,249戸
昭和28年6月25日 ~6月29日 豪雨	最大日雨量209.4mm、累計雨量438.4mm 死者1人、重軽傷者6人、床上浸水144戸、床下浸水1,719戸
昭和33年8月13日 ~8月14日 豪雨	排水ポンプに落雷 床上浸水1,018戸、床下浸水5,150戸
昭和37年7月1日 ~7月9日 豪雨	最大時間雨量97.0mm、最大日雨量287.4mm、累計雨量952.85mm 死者1人、重傷者2人、住宅流失8戸(37人) 住宅全壊27戸(137人)、住宅半壊17戸(94人) 床上浸水1,744戸(8,168人)、床下浸水8,725戸(38,200人) 道路の半壊38カ所、崖崩れ87カ所、橋梁の損壊57カ所 堤防の決壊は白銀川3カ所、諏訪川2カ所、堂面川1カ所
昭和37年8月16日 豪雨	集中豪雨により市内の大半が停電 健老町の排水ポンプが停止、健老町で床上浸水約30戸 常盤町、上官町、通町、明治町、馬込町方面で床下浸水160戸 電話線地下ケーブルに浸水、一時不通 落雷による死者1人、仮死状態1人
昭和38年6月29日 ~7月2日 豪雨	馬込川堤防の決壊(3カ所) 床上浸水1,025戸、床下浸水3,451戸、田畑の冠水約1,000ha、 崖崩れ8カ所、被災者10,857人
平成2年7月2日 ~7月3日	最大時間雨量65.0mm、最大日雨量215.0mm、累計雨量524.9mm 床上浸水550戸、床下浸水3,040戸

■大雨による主な災害履歴

年月日	被害状況
令和2年7月6日 ~7月7日 令和2年7月豪雨	最大時間雨量 99 mm (田隈)、最大日雨量 448 mm (歴木) 人的被害 死者 2 名、重傷者 6 名、軽傷者 3 名 住家被害 全壊 11 棟、大規模半壊 1 棟、半壊 985 棟、 準半壊 187 棟、一部損壊 1,154 棟 計 2,437 棟 (内浸水状況 床上浸水 1,266 戸、床下浸水 1,054 戸) 道路被害 損壊 190 ヶ所、埋没 11 ヶ所 橋梁被害 損壊 3 ヶ所、 河川被害 主な溢水・越水 30 ヶ所 土砂災害 がけ崩れ 102 ヶ所、地すべり 4 ヶ所 農林水産被害 約 12.8 億円 商工業被害 約 36 億円

2. 土砂災害

■土砂災害の主な履歴

発生時期	発生場所	発生現象
平成9年 7月9日	新勝立町	崖崩れ
平成13年 7月12日 7月13日	馬込町1丁目	崖崩れ
	大字教楽来	崖崩れ
平成17年 5月27日	大字教楽来	落石
平成23年 6月19日	大字櫟野	崖崩れ
令和2年 7月6日	大字今山	崖崩れ
令和2年 7月6日	大字勝立	崖崩れ
令和2年 7月6日	大字教楽来	崖崩れ
令和2年 7月6日	下池町	崖崩れ
令和2年 7月6日	大字上内	崖崩れ
令和2年 7月6日	萩尾町1丁目	崖崩れ
令和2年 7月6日	鳥塚町	崖崩れ
令和2年 7月7日	大字今山	崖崩れ、土砂流出
令和2年 7月7日	大字久福木	崖崩れ
令和2年 7月7日	大字三池	崖崩れ
令和2年 7月7日	大字岬	崖崩れ
令和2年 7月7日	東萩尾町	崖崩れ

3. 火災

本市における過去10年間（H27～R6）の火災発生状況は、建物火災を中心として累計で402件となっている。

また、これらの火災による人的被害は、過去10年間で死者20人、負傷者58人、り災者78人となっている。

■過去10年間における火災発生等の状況

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
建物火災	28	20	19	21	20	23	12	32	30	27	232
林野火災	0	0	3	0	0	1	0	0	0	1	5
車両火災	2	2	3	0	3	4	3	2	4	2	25
船舶火災	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災	9	17	16	13	16	9	14	22	15	8	139
合計	39	39	42	34	39	37	29	56	49	38	402
死者数	8	0	4	1	1	0	0	2	4	0	20
負傷者数	13	2	4	3	3	5	4	9	10	5	58
り災者数	21	2	8	4	4	5	4	11	14	5	78

出典：大牟田市消防本部

4. 地震・津波災害

■地震・津波の災害履歴

年月日	被害状況
寛政4年旧暦4月1日 (1792年新暦5月21日) 島原眉山崩壊	普賢岳の火山活動の影響による地震で眉山が崩落。 島原と対岸の肥後・天草に大津波が襲来し、大きな被害を与えた。(大牟田市の被害不明)
平成17年3月20日 福岡県西方沖地震	震度4、軽傷2名 一部破損 住宅2件、事業所4件 公共施設にも若干被害有
平成28年4月16日 熊本地震(本震)	震度4、軽傷1名 一部損壊 住宅5件、非住家2件 公共施設にも若干被害有

■大牟田市近郊における地震活動履歴

発生時期	名称又は震源地	規模(M)
679年[天武7年]	筑紫大地震	6.5~7.5
1706年[宝永3年]10月26日	筑後(震央熊本北方付近)	不明
1723年[享保8年]12月19日	肥後・豊後・筑後	6.5
1792年[寛政4年]5月21日	雲仙岳	6.4
1831年[天保2年]11月14日	肥前	6.1
1889年[明治22年]7月28日	熊本地震	6.3
1894年[明治27年]8月8日	熊本県中部	6.3
1922年[大正11年]12月8日	千々石湾(長崎県)	6.9
1922年[大正11年]12月8日	千々石湾(長崎県)	6.5
2005年[平成17年]3月20日	福岡県西方沖地震	7.0
2016年[平成28年]4月14日	熊本地震(熊本地方)	6.5
2016年[平成28年]4月16日	熊本地震(熊本地方)	7.3

※M: マグニチュード

第3章 災害の想定

第1節 風水害等

1. 風水害

1) 洪水

洪水については、矢部川流域、諏訪川流域、堂面川流域、隈川流域、大牟田川流域で「想定される最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域図が公表されている。

筑後河川事務所の浸水想定区域図によると、矢部川と楠田川で合流する付近で、堤防が決壊したとき、みやま市西部が浸水し、隈川を越えて、昭和開が浸水深3.0m以上5.0m未満と想定される。

また、福岡県の浸水想定区域図によると、諏訪川中流域（神田町）では、浸水深5.0m以上10.0m未満と想定される。堂面川下流域（大黒町等）では、浸水深3.0m以上5.0m未満、隈川中流域（大字倉永等）では浸水深0.5m以上3.0m未満、大牟田川下流域（浜田町等）では浸水深3.0m以上5.0m未満と想定される。

2) 内水氾濫

内水氾濫については、大牟田市において「想定される最大規模の降雨」による雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域図を公表しており、臼井町付近では浸水深3.0m以上5.0m未満と想定される。

3) 高潮

高潮については、日本に接近した台風のうち既往最大の台風を基本とし、潮位偏差が最大になるよう最悪事態を想定したものとして、有明海の高潮浸水想定区域図が福岡県によって公表されている。

4) 水害危険箇所（区域）

本市には、主要河川となる二級河川が7河川あり、災害危険河川（H24 県防災計画・災害危険箇所編）としてこれらの全てが該当する。

水害危険箇所は、災害危険河川区域は、隈川で7区域、堂面川で13区域、白銀川で20区域、白銀川放水路で1区域、長溝川で6区域、大牟田川で4区域、諏訪川で11区域が分布している。

また、本市は、県により2海岸（新開地区海岸、大牟田港地区海岸）において重要水防箇所が指定されており、越波や漏水が想定される。

2. 土砂災害

土砂災害に関する指定区域は、以下に示すとおりである。各災害に対しては、これらの指定区域を踏まえつつ、災害想定及びその対応を図る。

■土砂災害に関する指定（R7. 3. 31 時点）

指定名称	区域数	根拠法令
土砂災害警戒区域	301 区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成 12 年法律第 57 号）
土砂災害特別警戒区域	277 区域	
地すべり防止区域	3 区域	地すべり等防止法 （昭和 33 年法律第 30 号）
急傾斜地崩壊危険区域	13 区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
砂防指定地	8 箇所	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
山地災害危険箇所	19 地区	山地災害危険地区調査について（林野庁長官通達）

■災害関連地域防災がけ崩れ対策

名称	箇所数	根拠法令
災害関連地域防災がけ崩れ対策箇所	12 箇所	地方財政法〈昭和 23 年法律第 109 号〉 第 16 条

第2節 地震・津波災害

1. 地震災害

地震災害は、広域にわたるものであり、市単独で地震規模等を想定することは困難であることから、ここでは「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」(以下、「県地震アセス」という。)における被害想定に準拠する。

県地震アセスでは、福岡県内に存在する6つの活断層が活動した場合と、基盤地震動一定(地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在することから、各市町村の直下10kmにおいてマグニチュード6.9の地震が発生したと想定)の場合を想定した各市町村の被害を算出している。

このうち、本市に大きな影響を及ぼすのは、警固断層系、水縄断層系、基盤地震動一定における地震であり、被害規模は最大震度6強の基盤地震動一定が最大となる。

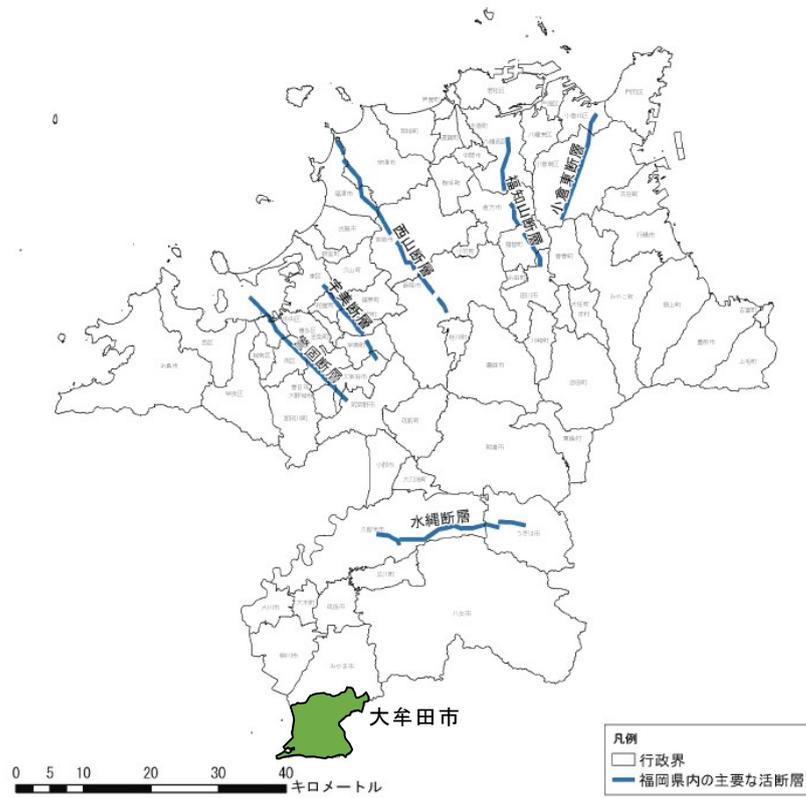
■市域の最大地震想定

活断層		小倉東断層	福智山断層	西山断層 (北西下部)	宇美断層
マグニチュード		6.9	7.0	7.3	6.9
最大震度		5弱	5弱	5強	5弱
建物被害 (棟)	全壊	0	-	0	-
	半壊	0	-	39	-
死者(人)		0	-	0	-
負傷者(人)		0	-	0	-
避難者(人)		0	-	0	-

活断層		警固断層南東部 (北西下部)	水縄断層 (北東下部)	基盤地震動一定
マグニチュード		7.2	7.2	6.9
最大震度		5強	6弱	6強
建物被害 (棟)	全壊	42	1,529	4,392
	半壊	386	1,407	1,591
死者(人)		2	87	259
負傷者(人)		188	1,628	3,068
避難者(人)		83	3,033	8,720

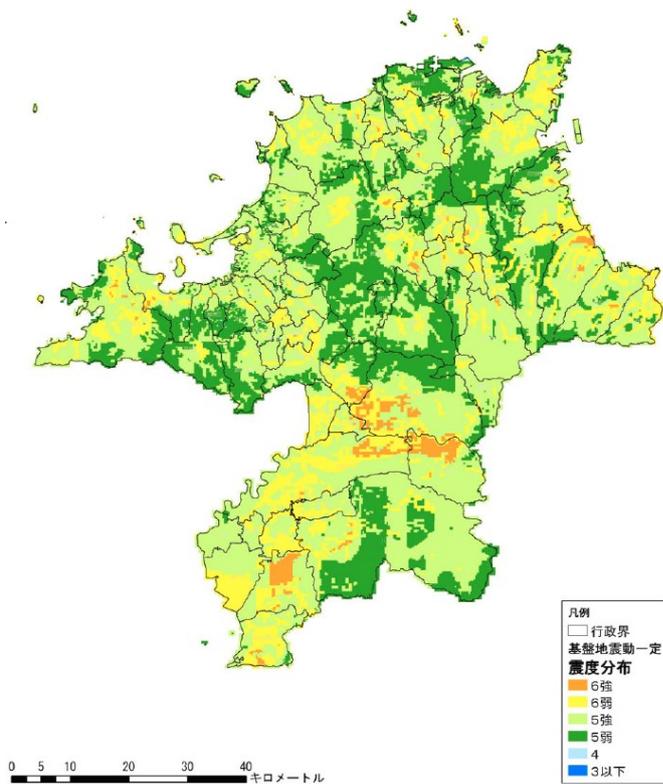
出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

■福岡県内の想定地震の震源断層分布図



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

■福岡県内の震度分布図（基盤地震動一定）



出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県 平成24年3月）

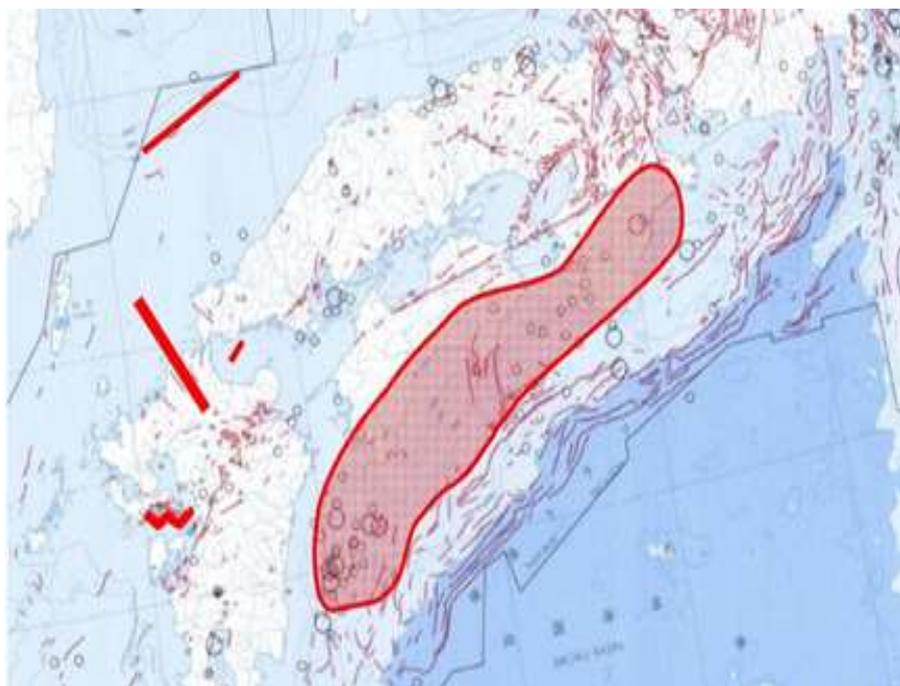
なお、南海トラフ巨大地震については、内閣府から平成24年8月29日に「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」が公表され、本市では震度5弱と想定されている。また、平成25年3月18日には「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)～施設等の被害～」により交通施設やライフライン施設等の全国的な施設被害や経済的な被害の想定が公表され、さらに、平成25年5月28日には、「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」が公表された。

2. 津波災害

津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき福岡県で設定された「津波浸水想定」では、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」と想定される津波断層モデルとして、各沿岸で次のように選定された。

- ◆ 玄界灘沿岸：国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」のF60(西山断層)と、福岡県の独自断層として対馬海峡東の断層の、2つの津波断層モデルを選定。
- ◆ 豊前豊後海岸：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうちケース4、11、上記のF60(西山断層)、福岡県の独自断層として対馬海峡東の断層、周防灘断層群主部、の5つの津波断層モデルを選定。
- ◆ 有明海沿岸：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうちケース4、5、11、福岡県の独自断層として雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動の地震の4つの津波断層モデルを選定。

■対象波源位置



有明海沿岸部の想定では、地震発生から42分で津波が本市に到達し、最高津波水位は朔望平均満潮位の場合に3.5TPm、最高津波到達時間は47分と想定された。(最大津波高は0.61mと想定)

なお、被害想定では、人的被害の発生はないが、建物被害は半壊が1棟だけ想定されている。

■本市における津波の予測結果

朔望平均満潮位 ¹⁾				
初期潮位 ²⁾ (TPm)	最高津波水位 (TPm)	最大津波高(m)	影響開始時間 (分)	最大津波到達時間(分)
2.89	3.5	0.61	42	47

- 1) 朔望平均満潮位とは、新月（朔）と満月（望）の日から5日以内に現れる各月の最高満潮位（満潮面）の平均値のことである。
- 2) 初期潮位とは、津波シミュレーション時の初期値であり、津波が発生していない状態の朔望平均満潮位のことである。

第3節 大規模事故災害等

1. 大規模事故災害

大規模事故（大規模な火災、大規模な交通事故災害〔道路事故、鉄道事故、航空機事故〕等）は、風水害及び地震・津波災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市全域に甚大な被害が発生する可能性は低いと考えられるが、一度発生すれば多大な被害をもたらす可能性がある。

また、本市には、道路が狭く住宅が密集している地域があり、一度火災が発生すれば、消防自動車の進入は容易ではなく、広範囲にわたり延焼する恐れがある。

2. 危険物等災害

危険物等とは、消防法（昭和23年法律第186号）で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で規定する「火薬類」をいう。危険物等により災害が発生したときは、消防本部、消防署が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、速やかに被災者の救出を行うとともに、災害の拡大防止を図るために必要な応急措置を行う。

現在、本市の中心部には化学工場が存在し、三池港周辺の四山地区にはタンク群が設置されている。これらの危険物の品目は、第4類が多くを占めている。

これら危険物、毒劇物、高圧ガス及び火薬類は、幹線道路を利用して頻繁に運搬されていることから、これらの要因による危険物等災害の発生が想定される。

3. 海上災害

海上災害とは、市域沿岸及びその地先海域において、船舶等からの油流出事故、貯油施設（屋外貯蔵タンク等）からの油流出事故や火災の発生、船舶の衝突や転覆等の海難事故をいう。

本市は、有明海に面していることから、これらの要因による海上災害の発生が想定される。

4. 林野火災

林野火災は、地上での消火活動に加えて、消火剤等の空中散布による消火活動が必要となる等、一度発生すると消火活動がきわめて困難となる恐れがあり、消火活動が遅れば森林資源のみならず、住家被害をも引き起こす恐れがある。

5. 放射線災害

放射線災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設の火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出、又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等をいう。

現在、市内には、放射性同位体元素を取り扱う事業所が存在していることから、これらの要因による放射線災害の発生が想定される。

6. 原子力災害

県においては、国の考え方を踏まえ、防災対策を重点的に充実すべき地域は、当面、玄海原子力発電所（九州電力）から概ね半径 30km の圏内とし、その区域に居住する住民の広域避難基本計画を策定した。

本市は、佐賀県玄海町の玄海原子力発電所から約 80 kmの距離であり、市域は、原子力災害対策指針¹⁾に基づく P A Z²⁾及び U P Z³⁾のいずれにも含まれていない。

本市では、広域的な避難者の受け入れについての想定や、今後の原子力規制委員会等における検討結果を参考に予防対策等の検討を行う。

1) 原子力災害対策指針

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、原子力規制委員会が定めたもの。

2) P A Z（予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね 5 kmが目安）

放射性物質の放出前から即時避難などの予防的な防護措置を準備する区域。

3) U P Z（緊急時防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね 30 kmが目安）

放射線量があらかじめ決めた数値を超えた場合に、屋内への退避や区域外への避難ができるよう、事前に計画を立てる必要がある区域。

第4章 防災関係機関等の役割・業務

第1節 役割及び業務

第1項 大牟田市

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

機関の名称	業務内容
大牟田市	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議に係る事務に関する事 ・ 市災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 ・ 防災施設の整備に関する事 ・ 防災に係る教育、訓練に関する事 ・ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ・ 食糧や生活必需品等の備蓄に関する事 ・ 給水体制の整備に関する事 ・ 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事 ・ 災害危険区域の把握に関する事 ・ 各種災害予防事業の推進に関する事 ・ 防災知識の普及・啓発に関する事 ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 ・ 消防体制の整備強化に関する事 ・ 要配慮者の安全確保に関する事 ・ 企業等の防災対策の促進に関する事 ・ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防・消防等の応急対策に関する事 ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 ・ 避難の準備情報・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事 ・ 災害時における応急教育、保健衛生に関する事 ・ 災害広報に関する事 ・ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事 ・ 復旧資機材の確保に関する事 ・ 食糧や生活必需品等の確保に関する事

機関の名称	業務内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策要員の確保・動員に関すること ・ 災害時における交通、緊急輸送の確保に関すること ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ・ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関すること ・ 県への自衛隊の災害派遣要請に関すること ・ 災害ボランティアの活動支援に関すること ・ 市所管施設の被災状況調査に関すること ・ 広域又は大規模災害時における応援・受援に関すること <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること ・ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること ・ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること ・ 市の復旧・復興計画に関すること

第2項 福岡県

1. 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

機関の名称	業務内容
防災危機管理局 筑後農林事務所 南筑後県土整備事務所 南筑後保険福祉環境事務所	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議に係る事務に関すること ・ 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ・ 防災施設の整備に関すること ・ 防災に係る教育、訓練に関すること ・ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ・ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること ・ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること ・ 防災知識の普及に関すること ・ 要配慮者の安全確保に関すること ・ 緊急消防援助隊調整本部に関すること ・ 企業等の防災対策の促進に関すること

機関の名称	業務内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 ・保健衛生・防疫体制の整備に関する事 ・帰宅困難者対策の推進に関する事 (災害応急対策) ・災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 ・災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 ・災害時の防疫その他保健衛生に関する事 ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事 ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事 ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 ・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事 ・自衛隊の災害派遣要請に関する事 ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事 ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事 ・災害ボランティアの活動支援に関する事 ・福岡県所管施設の被災状況調査に関する事 (災害復旧・復興) ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事 ・物価の安定に関する事 ・義援金品の受領、配分に関する事 ・災害復旧資材の確保に関する事 ・災害融資等に関する事

2. 警察署

機関の名称	業務内容
大牟田警察署	<ul style="list-style-type: none"> (災害予防) ・災害警備計画に関する事 ・警察通信確保に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・災害装備資機材の整備に関する事 ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ・防災知識の普及に関する事 (災害応急対策) ・災害情報の収集及び伝達に関する事 ・被害実態の把握に関する事 ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 ・行方不明者の調査に関する事

機関の名称	業務内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ・不法事案等の予防及び取締りに関すること ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ・広報活動に関すること ・死体の見分・検視に関すること

第3項 消防機関

機関の名称	業務内容
消 防 本 部 消 防 署 消 防 団	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防施設・消防体制に関すること ・救助及び救援体制に関すること ・危険物施設及び防火対象物等の実態把握と防護の指導監督に関すること ・消防知識の啓発に関すること ・応急手当の普及に関すること ・災害警備計画に関すること ・気象状況の通報及び警報の発令に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の消火活動に関すること ・警戒区域の設定に関すること ・災害時の避難、誘導に関すること ・水防活動の協力、救護に関すること ・被災者の救助、救援に関すること ・災害実態の把握及び調査に関すること ・災害情報の収集及び伝達に関すること ・広報活動に関すること

第4項 自衛隊

機関の名称	業務内容
陸 上 自 衛 隊 第 4 特 科 連 隊	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣計画の作成に関すること ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

第5項 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

機関の名称	業務内容
九州管区警察局	(災害予防) <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ・広域的な交通規制の指導調整に関する事 ・他の管区警察局との連携に関する事 ・管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ・警察通信の運用に関する事 ・津波警報・注意報の伝達に関する事
福岡財務支局	(災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事 ・国有財産の無償貸付等の措置に関する事 (災害復旧・復興) <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する災害融資に関する事 ・災害復旧事業の査定立会い等に関する事
九州厚生局	(災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の情報収集、通報に関する事 ・関係職員の現地派遣に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事
九州農政局 (福岡県拠点)	九州農政局 (災害予防) <ul style="list-style-type: none"> ・米穀の備蓄に関する事 ・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事 ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事 (災害応急対策) <ul style="list-style-type: none"> ・応急用食料の調達・供給に関する事 ・農業関係被害の調査・報告に関する事 ・災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事 ・種子及び飼料の調達・供給に関する事 (災害復旧・復興) <ul style="list-style-type: none"> ・被害農業者等に対する融資等に関する事 ・農地・施設の復旧対策の指導に関する事 ・農地・施設の復旧事業費の査定に関する事 ・土地改良機械の緊急貸付に関する事 ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事 ・技術者の応援派遣等に関する事 九州農政局（福岡県拠点）

機関の名称	業務内容
	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有保安林・治山施設の整備に関すること ・林野火災予防体制の整備に関すること <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧対策用材の供給に関すること
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること ・被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること ・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること ・被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
九州産業 保安監督部	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山の保安に関する監督指導に関すること ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山における応急対策の監督指導に関すること ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること
九州運輸局 (三池海運支局)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設及び設備の整備に関すること ・宿泊施設等の防災設備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること ・災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調節に関すること ・緊急輸送命令に関すること
第七管区 海上保安本部 (三池海上保安部)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること ・流出油等防除組織の育成指導及び流出油等防除資機材に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること ・海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること ・人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること ・海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること ・海上の流出油等に対する防除措置に関すること

機関の名称	業務内容
福岡管区気象台	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象等に関する観測施設を整備すること ・ 気象等に関する防災知識の普及に努めること ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象に関する警報、注意報及び情報の発表・伝達に関すること ・ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること ・ 二次災害防止のため、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表及び伝達に関すること ・ 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常通信体制の整備に関すること ・ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ・ 災害時における通信機器の貸し出しに関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における電気通信の確保に関すること ・ 非常通信の統制、管理に関すること ・ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局 (大牟田労働 基準監督署)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場の災害防止のための指導監督に関すること ・ 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の業務上の災害補償に関すること ・ 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること
九州地方整備局	<p>国土交通大臣が直接管理する道路等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象観測通報についての協力に関すること ・ 防災上必要な教育及び訓練等に関すること ・ 防災資機材の備蓄、整備に関すること ・ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ・ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ・ 水防警報等の発表及び伝達に関すること ・ 港湾施設の整備と防災管理に関すること

機関の名称	業務内容
	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水予警報の発表及び伝達に関する事 ・水防活動の指導に関する事 ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ・災害広報に関する事 ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事 ・緊急物資及び人員輸送活動に関する事 ・海上の流出油に対する防除装置に関する事 ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事 ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事 ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事 ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関する事 ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関する事 <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事 ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事

第6項 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

1. 指定公共機関

機関の名称	業務内容
九州旅客鉄道株式会社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防火管理に関する事 ・輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事 ・災害時における鉄道通信施設の利用に関する事 <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
西日本電信電話株式会社(福岡支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の整備と防災管理に関する事 ・応急復旧通信施設の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p>

機関の名称	業務内容
株式会社NTTドコモ(九州支社) KDDI株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報、津波警報の伝達に関する事 ・災害時における重要通信に関する事 ・災害関係電報、電話料金の免除に関する事
日本銀行 (福岡支店)	<p>(災害予防及び災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関する事
日本赤十字社 (福岡県支部)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の設備に関する事 ・災害医療用薬品等の備蓄に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療助産等の実施に関する事 ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事
日本通運株式会社 (福岡支店)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送体制の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事 <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧資材等の輸送協力に関する事
九州電力送配電株式会社 (大牟田営業所)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の整備と防災管理に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電力の供給確保に関する事 <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
日本放送協会 (福岡放送局)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関する事 ・災害時における放送の確保対策に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象・地象予警報等の放送周知に関する事 ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関する事 ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 ・災害時における広報に関する事 <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
西日本高速道路株式会社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の設備と防災管理に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理道路の疎通の確保に関する事 <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災道路の復旧事業の推進に関する事
日本郵便株式会社 (大牟田郵便局)	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便事業運営の確保 ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保

2. 指定地方公共機関

機関の名称	業務内容
RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社CROSSFM フジエム国際放送株式会社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関すること ・災害時における放送の確保対策に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象・地象予警報等の放送周知に関すること ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
西日本鉄道株式会社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防火管理に関すること ・輸送施設の設備等安全輸送の確保に関すること ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における鉄道車両等による救護物資、避難者等の緊急輸送に関すること ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信福岡支社 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞社福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及に関すること ・災害時における報道の確保対策に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報等の報道周知に関すること ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
大牟田ガス株式会社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設の整備と防災管理に関すること ・導管の耐震化の確保に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるガスの供給確保に関すること <p>(災害復旧・復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人 福岡県医師会	<p>(災害予防及び災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療救護の活動に関すること ・負傷者に対する医療活動に関すること ・防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間との連絡

機関の名称	業務内容
	調整に関すること
公益社団法人 福岡県 トラック協会	(災害予防) ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること (災害応急対策) ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること
公益社団法人 福岡県 歯科医師会	(災害予防) ・歯科医療救護活動体制の整備に関すること (災害応急対策) ・災害時の歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人 福岡県 水難救済会	(災害応急対策) ・水難等による人命及び船舶の救助に関すること
一般社団法人 福岡県 LPガス協会	(災害予防) ・LPガス施設の整備と防災管理に関すること ・LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ・災害時におけるLPガスの供給確保に関すること (災害復旧・復興) ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

第2節 市民・事業所等の役割

第1項 市民

市民は、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」という防災の原点に立って、防災に関する知識習得、防災訓練等への参加など、日頃から下記に示す項目などの自主的な災害予防に努める。

- 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保
- 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認
- 食糧、飲料水、生活必需物資等の備蓄
- 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進
- 災害発生時の自主的な救済活動への参加・協力
- 市や県が行う防災活動への協力
- 過去の災害から得られた教訓の伝承

第2項 事業所等

事業所等は、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域貢献といった役割を平常時から認識し、下記に示す項目など防災体制整備や防災訓練の実施に努める。

- 従業員、顧客等の安全の確保
- 二次災害の防止
- 災害時における事業活動の継続的实施
- 地域住民との安全確保への協力
- 防災組織、自衛消防隊等の結成、自主防災活動の実施
- 国及び地方公共団体が実施する防災に関する施策への協力

第5章 計画の運用及び周知

第1節 計画の運用

第1項 平常時の運用

平常時は、災害予防計画に基づいた事務の遂行、災害応急対策等への習熟及び各種災害対応マニュアルの整備、業務継続性の確保等に努める。

第2項 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第2節 計画の周知

市は、市防災計画を市及び防災関係機関等の職員に周知徹底させるとともに、市民にも広く周知を図る。